

独立行政法人国立がん研究センター治験審査委員会標準業務手順書

第1版 平成14年1月1日
第2版 平成17年1月4日
第3版 平成17年5月1日
第4版 平成17年10月1日
第5版 平成18年4月1日
第6版 平成18年10月1日
第7版 平成20年4月1日
第8版 平成21年4月1日
第9版 平成22年4月1日
第10版 平成22年10月1日

第1章 治験審査委員会

(治験審査委員会)

第1条 「独立行政法人国立がん研究センター受託研究取扱規程」に基づき設置された受託研究審査委員会（以下「審査委員会」という。）をもって、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成9年3月27日厚生省令第28号）（以下「医薬品GCP省令」という。）第27条及び「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成17年3月23日厚生労働省令第36号）（以下「医療機器GCP省令」という。）第47条の治験審査委員会とする。なお、審査委員会委員長（以下「審査委員長」という。）をもつて治験審査委員会委員長とする。

(目的と適用範囲)

第2条 本手順書は、医薬品GCP省令、医療機器GCP省令及び関連通知に基づいて、審査委員会の運営に関する手続き及び記録の保存方法を定めるものである。

- 2 本手順書は、医薬品又は医療機器の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。
- 3 なお、製造販売後臨床試験に対しては、医薬品GCP省令第56条及び医療機器GCP省令第76条により両省令の各条を準用するのと同様に「治験」を「製造販売後臨床試験」と読み替えることにより、本手順書を適用する。
4. 本手順書にある「書式」、「参考書式」は、「治験の依頼等に係る統一書式について」（平成19年12月21日医政研発第1221002号研究開発振興課長通知）及びその改正通知「「治験の依頼等に係る統一書式について」の一部改正について」（平成21年2月6

日医政研発第 0206001 号研究開発振興課長通知) で示されている「書式」、「参考書式」を適用し、用いるものとする。

5 この手順書における医薬品 GCP 省令、医療機器 GCP 省令等で規定されている「医療機関の長」は、理事長とする。

(治験審査委員会の責務)

第3条 審査委員会は、すべての被験者の人権、安全及び福祉を保護しなければならない。

- 2 審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払わなければならない。
- 3 審査委員会は、倫理的、科学的妥当性及び独立行政法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）における実施可能性の観点から治験の実施及び継続等について審査を行わなければならない。

(治験審査委員会の設置及び構成)

第4条 審査委員会は次の各号に掲げる者を含めて、倫理的及び科学的観点から十分に審議を行える 5 名以上の委員で構成され、理事長が委嘱する。なお、理事長は審査委員会の委員にはなれないものとする。

- (1) GCP 省令第 28 条第 1 項第 4 号及び 5 号に該当する者（以下「4 号委員」という。）として、センター及び審査委員会の設置者と利害関係を有しない学識経験者若干名
 - (2) GCP 省令第 28 条第 1 項第 3 号に該当する者（以下「3 号委員」という。）として、医学、歯学、薬学、その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者
- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を防げない。任期途中で委員の交代があった場合には、後任者は前任者の任期を引き継ぐものとする。

第5条 審査委員会は、その責務の遂行のために、治験の実施の適否を審査するにあたり、「治験依頼書」（書式 3）とともに次の最新の資料の写しを理事長から入手しなければならない。

- 1) 治験実施計画書（治験責任医師と治験依頼者が合意したもの）
- 2) 治験薬概要書又は治験機器概要書
- 3) 症例報告書の見本（治験責任医師と治験依頼者が合意したもの）
- 4) 説明文書、同意文書
- 5) 治験責任医師及び治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書
 - ①治験責任医師の「履歴書」（書式 1）
 - ②治験分担医師が記載されている「治験分担医師・治験協力者リスト」（書式 2）
- 6) 治験の費用の負担について説明した文書

- 7) 被験者の健康被害の補償について説明した文書
 - 8) 被験者の募集の手順（広告等）に関する資料（募集する場合）
 - 9) 被験者の安全等に係る資料
 - 10) その他審査委員会が必要と認める資料
- 2 審査委員会は、その責務の遂行のために、治験の継続の適否を審査するにあたり、「治験審査依頼書」（書式4）とともに次の最新の資料の写しのうち必要なものを理事長から入手しなければならない。
- 1) 「重篤な有害事象に関する報告書」（書式12-1, 2）
 - 2) 「有害事象に関する報告書」（書式13）
 - 3) 「重篤な有害事象及び不具合に関する報告書」（書式14）
 - 4) 「有害事象及び不具合に関する報告書」（書式15）
 - 5) 「安全性情報等に関する報告書」（書式16）
 - 6) 「治験に関する変更申請書」（書式10）
 - 7) 「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書」（書式8）
 - 8) 「治験実施状況報告書」（書式11）
 - 9) その他審査委員会が必要と認める資料
- 3 審査委員会は、次の事項について調査審査し、記録を作成する。
- (1) 治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性に関する事項
 - ・医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を探ることができる等、当該治験を適切に実施できること。
 - ・治験責任医師及び治験分担医師が当該治験を実施する上で、適格であるか否かを最新の文書（治験責任医師の「履歴書」（書式1）、治験分担医師が記載されている「治験分担医師・治験協力者リスト」（書式2））により検討すること。
 - ・治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること。
 - ・被験者の同意を得るに際しての説明文書、同意文書の内容が適切であること。
 - ・被験者の同意を得る方法が適切であること。
 - ・被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること。
 - ・予定される治験費用が適切であること。
 - ・被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること。
 - ・被験者の募集手順（広告等）がある場合には、募集の方法が適切であること。
 - (2) 治験実施中に行う調査・審査事項
 - ・被験者の同意が適切に得られていること。
 - ・以下にあげる治験実施計画書の変更の妥当性を調査・審査すること。
 - ① 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更
 - ② 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治

験に関するあらゆる変更

- ・治験実施中に当センターで発生した重篤な有害事象及び不具合について検討し、当該治験の継続の可否を審査すること。
- ・被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な情報について検討し、当該治験の継続の可否を審査すること。

注) 重大な情報

- ① 他施設で発生した重篤で予測できない副作用又は不具合
 - ② 重篤な副作用又は不具合、治験薬、治験機器、製造販売後医薬品及び製造販売後医療機器の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書から予測できないもの。
 - ③ 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、副作用又は不具合によるもの、治験薬、治験機器、製造販売後医薬品及び製造販売後治験機器の使用による感染症によるもの。
 - ④ 副作用又は不具合、並びに治験薬、治験機器、製造販売後医薬品及び製造販売後医療機器の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを見出す研究報告
 - ⑤ 治験の対象となる疾患に対し効能もしくは効果を有しないことを示す研究報告
 - ⑥ 副作用、不具合又は感染症によりがんその他の重大な疾病、障害又は死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告
 - ⑦ 当該被験薬と同一成分を含む製造販売後医薬品、当該被験機器と同一構造及び原理を有する医療機器に係る製造販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施
- ・治験の実施状況について少なくとも1年に1回以上審査すること。

(3) その他審査委員会が求める事項

- 4 審査委員会は、次の事項について報告を受けるものとする。
 - ・治験の終了、治験の中止又は中断及び開発を中止すること。
 - ・その他、必要な事項
- 5 審査委員会は、治験責任医師に対して審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく理事長の指示及び決定が文書で通知され、契約締結されるまで被験者を治験に参加させないように求めるものとする。

(治験審査委員会の運営)

第6条 審査委員会は、原則として毎月開催する。ただし、理事長から緊急に意見を求められた場合には、審査委員長は随時審査委員会を招集することができるものとする。審査委員長が必要ないと判断した場合は、この限りではない。ただし、以下の場合には必

ず委員会を開催することとする。

- 1) 新規課題又は年1回の継続課題の案件がある場合
 - 2) 計画変更等がある場合
 - 3) 有害事象のうち重篤又は緊急性の高い案件がある場合
- 2 医薬品GCP省令第28条第3項又は医療機器GCP省令第47条第3項の審査委員会の事務は審査委員会事務局として治験事務局が行うものとする。
- 3 審査委員会は、実施中の各治験について、被験者に対する危険の程度に応じて、少なくとも1年に1回の頻度で治験が適切に実施されているか否かを継続的に審査するものとする。
なお、必要に応じて治験の実施状況について調査し、必要な場合には、理事長に意見を文書で通知するものとする。
- 4 審査委員会の開催に当たっては、治験事務局からおよそ3週間前に文書で審査委員長及び各委員に通知するものとする。
- 5 審査委員会は、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意志を決定できるものとする。
- 1) 少なくとも過半数の委員が参加していること。
 - 2) 第4条第1項(1)に該当する委員が少なくとも1名参加していること。
 - 3) 第4条第1項(2)に該当する委員が少なくとも1名参加していること。
- 6 採決に当たっては、審査に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。
- 7 当該治験の治験依頼者と関係のある委員（治験依頼者の役員又は職員、その他の治験依頼者と密接な関係を有する者）及び治験責任医師と関係のある委員（治験責任医師本人、治験分担医師又は治験協力者）は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審査及び採決への参加はできないものとする。
- 8 審査委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を委員会に出席させて意見を聞くことができる。
- 9 採決は出席した委員全員の合意を原則とする。
- 10 意見は次の各号のいずれかによる。
- (1) 承認する
 - (2) 修正の上で承認する
 - (3) 却下する
 - (4) 既に承認した事項を取り消す（治験の中止又は中断を含む）
 - (5) 保留する
- 11 理事長は審査委員会の審査結果について異議のある場合には、理由書を添えて審査委員会に再審査を請求することができる。
- 12 審査委員会は、審査及び採決に参加した委員名簿（各委員の資格及び職名を含む）に関する記録及び審査記録を作成し保存するものとする。

13 審査委員会は、審査終了後速やかに理事長に、「治験審査結果通知書」（書式5）により報告する。

14 審査委員会は、既に承認された進行中の治験に関わる軽微な変更について迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は審査委員長が行う。

ここでいう進行中の治験に関わる軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性が無く、被験者への危険を増大させない変更をいう。具体的には、治験依頼者の組織・体制の変更、治験の期間が1年を超えない場合の治験契約期間の延長、実施予定（契約）症例数の追加又は治験分担医師の追加・削除等が該当する。

迅速審査は、審査委員長が行い、本条第11項に従って判定し、第14項に従って理事長に報告する。ただし、審査委員長の判定結果が本条第11項（3）, (4), (5)の場合には審査委員会において通常の審査を行う。審査委員長は、次回の審査委員会で迅速審査の内容と判定を報告する。

なお、審査委員長が当該迅速審査の対象となる治験の関係者である場合は、副委員長又は他の委員を指名して代行させる。

第2章 治験審査委員会事務局

（治験審査委員会事務局の業務）

第7条 審査委員会事務局は、審査委員長の指示により、次の業務を行うものとする。

- 1) 審査委員会の開催準備
- 2) 審査委員会の審査等の記録（審査及び採決に参加した委員の名簿を含む）の作成
- 3) 治験審査結果通知書（書式5）の作成及び理事長への提出
- 4) 記録の保存

審査委員会で審査の対象としたあらゆる資料、議事要旨（Q&Aを含む）、審査委員会が作成するその他の資料等を保存する。

- 5) その他審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援
- 2 治験事務局は次の各号に示すものを作成しホームページ等に公表する。

- 1) 治験審査委員会標準業務手順書
- 2) 委員名簿
- 3) 会議の記録の概要
- 4) 治験審査委員会の開催予定日

- 3 前項に係る内容に変更があった場合は直ちに更新し、履歴を作成するものとする。

なお、前項第3号の会議の記録の概要については治験審査委員会の開催後2か月以内を目処に公表するものとする。

- 4 委員会事務局は議事要旨の公表の際、当該治験依頼者より知的財産権を侵害する内容が含まれていないか事前に確認したい旨の求めがあった場合には、これに応じると共に、必要に応じてマスキング等の処置を講じた上で公表する。

第3章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第8条 審査委員会における記録の保存責任者は審査委員会事務局長とする。

2 審査委員会において保存する文書は以下のものである。

- 1) 当業務手順書
- 2) 委員名簿（各委員の資格を含む）
- 3) 委員の職業及び所属のリスト
- 4) 本手順書第4条第1項（1）に該当する委員以外の委員への委嘱に係る書類
- 5) 提出された文書
- 6) 会議の議事要旨（審査及び採決に参加した委員名簿を含む）
- 7) 書簡等の記録
- 8) その他必要と認めたもの

(記録の保存期間)

第9条 審査委員会における保存すべき必須文書を1) 又は2) の日のうちいづれか遅い日までの間保存するものとする。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。また、製造販売後臨床試験の場合は、3) の日までとする。

- 1) 当該治験薬に係る製造販売承認日（開発が中止された場合には開発中止が決定された日から3年が経過した日）
- 2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日
- 3) 再審査又は再評価が終了した日から5年間経過した日
ただし、平成17年4月1日以降に製造販売後臨床試験実施計画書の提出が行われた臨床試験にあっては、当該被験薬の再審査又は再評価が終了した日